

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市史編纂事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市史料調査会

3 随意契約理由

市史編纂事業並びに史料の調査収集事業は、高度な歴史の知識と古文書等史料の取り扱いに習熟した者の従事が求められるが、現在一般業務として受託している業者・団体はない。

大阪市史料調査会（昭和54年度設立）は、「大阪市史編纂所運営委員会」（学識経験者4名、総務局長、教育長で構成）で審議・決定された「新修大阪市史編纂事業計画」（昭和54年度策定）に基づき、以下の事業を行うことを目的に設立された団体である。

1. 市民の貴重な財産である地域の史料を次代に引き継ぐための所在調査
2. 市史関係史料の収集および整理・保存
3. 『新修大阪市史』の編集・刊行・頒布
4. 概説『大阪市の歴史』等のその他刊行物の編集・刊行・頒布

また、大阪市史料調査会は、昭和54年発足以来誠実に事業を履行し成果を上げている。本業務については、長年積み重ねてきたノウハウや継続性を発揮することにより安定的に運営できると考えられることから、他に履行可能な業者はなく、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 大阪市史編纂所（電話番号 06-6539-3333）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市立中央図書館自動制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ（株）

3 随意契約理由

大阪市立中央図書館の自動制御設備は、ジョンソンコントロールズ株式会社製であり、上記業者がメーカーとして施工した。自動制御設備は、中央図書館の熱源機器と空調設備を総合的に監視・運転・制御を行っており、今回の業務委託においては、特定される機種の種類、プログラム、操作等、特定の機種に特化した高度の知識・技術が要求される。当図書館の自動制御設備に精通し、的確に業務を実施できるのは上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3316）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度鶴見複合施設中央監視・自動制御装置保守点検業務委託

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ（株）

3 随意契約理由

鶴見複合施設の中央監視・自動制御装置は、ジョンソンコントロールズ株式会社製であり、上記業者がメーカーとして施工した。中央監視・自動制御設備は、上記施設全体の電気設備・防災設備・空調設備を総合的に監視・運転・制御を行っている。今回の業務委託においては、特定される機種の種類、プログラム、操作等、特定の機種に特化した高度の知識・技術と、鶴見複合施設の自動制御設備に精通している必要がある。これらを兼ね備えているのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市立中央図書館中央監視制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

KOSネットワーク（株）

3 随意契約理由

中央図書館の中央監視制御設備は日本電気（NEC）製であり、中央図書館の施設・設備に対応した特定の機種構造や固有のプログラムを有している。

上記業者は、当該機の納入業者であり、保守が可能な唯一のメーカー代理店となっているため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3316）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市立中央図書館電動集密書架保守点検業務委託

2 契約の相手方

金剛（株）

3 随意契約理由

中央図書館の電動集密書架は、台車のモーター制御から、液晶表示、照明灯制御まで一括管理するシステム制御を金剛株式会社が開発、施工した。本業務においては各機器だけではなく、システム制御も含んだ保守点検である。

機器の保守に当たり制御機器等の特注機器を整備できる業者は、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度阿倍野複合施設昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ（株）

3 随意契約理由

上記業者は、使用している機種^の製造業者であり、機器本体だけでなく昇降機を管理している制御用コンピュータにおいても精通しており昇降機システムを統括的に整備する能力を備えており、本昇降機において、近年多発している昇降機事故へのリスクの防止、軽減対応及び不慮の事故への適切な対応が可能なのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市立中央図書館昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

フジテック（株）

3 随意契約理由

上記業者は、使用している機種 of 製造業者であり、機器本体だけでなく昇降機を管理している制御用コンピュータにおいても精通し、昇降機システムを統括的に整備する能力を備えており、本昇降機において、近年多発している昇降機事故へのリスクの防止、軽減対応及び不慮の事故への適切な対応が可能なのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度東成複合施設昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ(株)

3 随意契約理由

上記業者は、使用している機種^の製造業者であり、機器本体だけでなく昇降機を管理している制御用コンピュータにおいても精通しており昇降機システムを統括的に整備する能力を備えており、本昇降機において、近年多発している昇降機事故へのリスクの防止、軽減対応及び不慮の事故への適切な対応が可能なのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市立中央図書館映像音響設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

パナソニックコネクト（株）現場ソリューションカンパニー西日本社

3 随意契約理由

大阪市立中央図書館5階会議室の映像音響設備は、パーソナルコンピュータで制御され、ソフトウェア及び制御機器のハードウェア等のシステム開発を上記業者が行なった。

機器の保守に当たり特注機器を整備できる業者は、上記のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市立中央図書館空気熱源ヒートポンプエアコン保守点検業務委託

2 契約の相手方

ダイキン工業(株)

3 随意契約理由

大阪市立中央図書館の、エアコン設備はダイキン工業(株)製であり、現在上記業者のオンライン常時監視を行っている。

オンライン監視は、日常の各機器の運転状況のデータを収集するとともに、サーバー系の冷却用エアコンの故障に際しては、24時間365日の緊急対応体制を取っており、市内24館の図書館ネットワークシステムの安定に重要な役割を担っている。

今回の業務委託においては、常時監視による24時間緊急時の復旧対応が必要であり、上記業者が唯一対応可能な業者であるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当 (電話番号 06-6539-3314)

随意契約理由書

1 案件名称

図書館資料装備業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社図書館流通センター関西支社

3 随意契約理由

令和 8 年度の中央図書館新刊図書の買入については、装備付を条件として上記業者と契約予定であり、上記業者は中央図書館内の装備作業用スペースにおいて見計らい（見本図書による購入選定）後の新刊図書を装備している。

今回契約する装備業務は、装備付で買入する新刊図書以外の各種資料（市立図書館全館の直販図書・視聴覚資料、中央図書館の寄贈図書・寄贈雑誌など）についての装備を行うものである。

同一業者に委託することで、資料運搬による時間的ロスを削減することができる。また、受託業者における運搬のための物流コストの削減により経費の節減が図れるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度新今宮文庫事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪自彊館 三徳寮

3 随意契約理由

新今宮文庫は、厳しい生活環境下にあるあいりん地区の日雇労働者やその支援者および地元の要望を受け、平成2年3月に救護施設「三徳寮」の建物内に開設した。

その目的は、同地区の社会的に不利な立場や人権を侵害されやすい状況にある日雇労働者を主たる対象者として、その文化的・教育的機会を保障し、自己実現の向上に寄与しようとするものである。

救護施設「三徳寮」の管理者である社会福祉法人大阪自彊館は、明治45年、釜ヶ崎の地域改善(宿泊保護・職業紹介・授産事業)を目的として開設され、同地域の日雇労働者のための事業活動を開始した。現在では6箇所の救護施設をはじめとして多くの施設の管理運営を行い、あいりん地区内だけでも、3か所の救護施設のほか老人介護施設など8つの施設を持ち、地域福祉の向上をめざした大規模なサービスを展開している。

大阪自彊館では、長年にわたって、あいりん地区の抱える課題に積極的に取り組み、時代のニーズに応じたサービスを展開してきている。これまでに行ってきた事業としては、簡易食堂の開設、物品廉売所(大阪市公設市場の前身)、公益質屋、保育所、生活・育児相談、診療所等の事業、失業者や遺族の保護のための授産事業、司法保護事業、地域住民の交流、給食サービス、夜間巡回相談社会事業誌の発行等、幅広い分野での実績がある。現在では、障がい者福祉、生活訓練、体験宿泊、老人居宅介護・支援、アルコール依存者対策事業、野宿労働者の自立支援などを中心としたサービスを行っている。

大阪自彊館は、上記のようなこれまでの事業活動をふまえ、あいりん地区の地域事情や地域住民の文化的・社会的ニーズの把握には、長年にわたり特段の実績を有し、時代のニーズに応じて常に先駆的な役割を果たしてきたと、大阪府社会福祉協議会福祉サービス第三者評価センターの評価を得ている。

新今宮文庫は、福祉局が所有する三徳寮の一角を、毎年、普通財産使用承認を受けたうえで使用しているが、同一の建物である三徳寮の他の部分を使用して救護施設を管理運営している大阪自彊館以外の事業者が新今宮文庫の運営を担うとした場合、施設管理上の問題が大きい。また、事業の対象者であるあいりん地区の日雇労働者の読書環境の整備、さらには読書を通じた生活環境の改善を図るためには、労働者の生活状況などの地域事情や、支援に関する幅広い知識・ノウハウや経験を有している必要がある。

以上のことをふまえ、「三徳寮」本体を運営している大阪自彊館は、新今宮文庫の運営について、もっとも効果的で効率的な事業運営のできる唯一の団体であることから、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 (電話番号 06-6539-3347)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市生涯学習情報提供システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

教育委員会事務局においては、市民の自主的な生涯学習を推進するために、平成14年度に大阪市生涯学習情報提供システムを導入し、平成26年度に、入札により決定された上記業者と契約締結し、当該システムの開発・再構築を行ってきた。

システムの運用保守については、システムプログラム上のトラブルだけでなく、操作機器本体の問題や操作方法との連動性、システム運用上の支障など多岐の要素がある。システム障害そのものも複合的な要因により発生するケースが想定されることや、公関係システムは24時間稼動しており、障害発生時は専門的で迅速な対応を要する。

また、当該運用保守にあっては、システムの根幹をなす「マルチメディアコンテンツボックス」が開発業者固有のものとなっているため、システムの運用保守は開発事業者でないと実施できない状況にある。

したがって、令和8年度においても、当該システム運用保守業務の委託は、当該システムの開発者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06-6539-3347）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 障がい者交流学习事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会

3 随意契約理由

第5次「生涯学習大阪計画」（令和8年3月策定）に基づき、障がいのある人の学習機会を保障するとともに、社会参加を促進することは、本市の生涯学習における大きな施策のひとつである。

本事業は、「知的障がいのある人が社会人として充実した生活を送るために、社会生活に必要な知識・技術を習得する機会、体育及び文化活動に参加する機会の提供及び、仲間づくりと自主性の育成を図ること」を目的としている。

事業目的に合致した事業内容を実施するには、知的障がい者をとりまく社会的状況や課題に精通しているとともに、年齢や性別、障がいの特性等に十分に配慮し、企画・運営できる専門的な資質やノウハウが必要である。

本事業で開催する「仲間づくりの教室」は、年間延約1,800名（8班 各21回）が参加しており、受講者一人ひとりの状況に配慮した適切な対応をするためには、知的障がいのある人の学習支援に関する知識と経験を有する十分なスタッフ体制が不可欠である。

社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会は、昭和34年に結成され、知的障がいのある人等が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に、これまで本市において知的障がい者を対象とした事業所の運営や相談支援事業など、様々な事業を実施しており、本市における障がいのある人の現状や課題に精通している。

知的障がいのある人に対して深い理解と経験を有し、本事業を最も効果的・効率的に実施できるのは他に見当たらないことから、本事業について上記事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3347）

随意契約理由書

1 案件名称

手話通訳指導員派遣業務委託（単価契約）

2 見積徴収相手方

特定非営利活動法人 デフサポートおおさか

一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会

公益社団法人大阪聴力障害者協会

西都速記株式会社

3 随意契約理由

本事業は、聴覚障がいにより意思疎通が困難な保護者に対して、授業参観や保護者懇談の場での手話通訳を行うものである。

受注に際しては、年間のべ 170 回程度の手話通訳者の派遣が可能であること、大阪市内全域について手話通訳者を派遣できること、不定期に、または特定の時期に集中的に行われる学校行事への対応が可能であること、学校側からの急なスケジュール変更に対処できる執行体制を組めることといった複数の条件を網羅的に満たしていることが事業者に求められる。

令和 8 年度の事業実施にあたり、令和 7 年 2 月 20 日付包括審議事項 別添 2 に記載されている選定事業者から見積を徴収し、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（電話番号 06-6208-9182）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市教育局就学事務（学齢簿編製等）システムに関する運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

大阪市教育局就学事務（学齢簿編製等）システム（以下「暫定システム」という。）については、令和8年1月からの稼働に向け、これまでオンライン機能や住記システム連携に必要なバッチ機能の開発を行ってきたところである。

本業務については、令和8年1月からの暫定システム稼働開始に伴い、暫定システムにかかる運用保守業務を委託するものである。

暫定システムについては、株式会社NTTデータ関西が、本市の就学事務に基づいて大阪市仕様の独自システムとして設計構築している現行システム機能を活用して暫定システムを構築しているため、システムの著作権については、一部上記業者に留保されている箇所があり、設計資料等を第三者に開示することができない等、上記業者しか対応ができないものであることから、本業務を行うことが出来る唯一の事業者となる。

以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 事業担当

教育委員会事務局総務部学事課（電話番号 06-6208-9115）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市教育委員会就学事務（学齢簿編製等）システムに関する開発・保守支援業務委託

2 契約の相手方

PwCコンサルティング合同会社

3 随意契約理由

大阪市教育委員会就学事務（学齢簿編製等）システム（以下「暫定システム」という。）については、令和8年1月からの稼働に向け、これまでオンライン機能や住記システム連携に必要なバッチ機能の開発を行ってきたところである。

暫定システムの構築については、令和8年1月の稼働後についても令和8年11月末まで段階的に開発を継続することとなった。

PwCコンサルティング合同会社（以下「同事業者」）は、総合評価一般競争入札により、「自治体システム標準化対応並びに学校園システム・次期ネットワーク再編成等支援業務委託」（令和5年4月13日～令和10年3月31日）として契約締結しており、本契約において、就学事務システム・就学援助システムの標準準拠システム移行支援や、データ連携機能をもつ大阪市教育共通基盤システム（以下「教育共通基盤」）の構築支援を行ってきた。同事業者は、既にプロジェクトに深く関与し、これまでの経緯、全体像や進捗状況、課題を熟知しており、問題にも迅速に対応することができる。

就学援助システムは入札不調により現行システムを継続利用することとなったが、就学援助システムと暫定システムの連携は、構築中の教育共通基盤を介して実施予定である。同事業者は、教育共通基盤の技術的詳細や設計意図を理解しており、この知識を活かすことで、就学援助システムと暫定システムの円滑な連携が可能となる。また、システム設計の一貫性を保つためにも同事業者の継続支援が重要であり、特に、教育共通基盤を介したシステム間の連携においては既存の知識と経験がなければ対応できないことから、同事業者と、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 事業担当

教育委員会事務局総務部学事課（電話番号 06-6208-9115）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システム運用及び保守業務委託

2 契約の相手方

中央コンピューター株式会社

3 随意契約理由

奨学費及び特別支援教育就学奨励費において、申請にかかる市民の負担軽減や市税事務所における課税証明書発行業務の軽減、事務局業務の簡素化を図るため、平成21年度に奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムの整備を実施したところである。

当該システムの開発にあたっては公募型指名競争入札により決定された上記業者と契約締結し、システム開発を行ってきた。

システムの運用については、システムプログラム上のトラブルだけでなく、機器本体（リース）との性能上の問題や操作方法との連動性、住民情報を始めとする他システムとの運用上の支障など多岐にわたる要素があり、予期せぬ障害そのものも複合的な要因により発生するケースが想定される。住民基本情報や課税情報、生徒情報を始めとする重要かつ大量の個人情報を取り扱うシステムであることや、障害発生時の対応においては、限られた期間で行う業務である認否審査業務や支給業務に影響があることから、障害復旧に緊急性を要する。また、業務の実施状況によっては、プログラムの修正を行い機能の追加や画面変更、帳票修正等といった改修が生じるので、柔軟に即応できる態勢が必要となる。したがって、当該システムの運用保守管理にあたっては、当該システムに関する専門的な知識と技能を有する必要性があり、当該業者でないと実施できない状況にある。

なお、他業者へ委託した場合、障害発生時に責任の所在が不明確になり、システム運用の保証ができなくなる。

こうしたことから、本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するので、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター

事務管理担当 （電話番号 06-6115-7641）

随意契約理由書

1 案件名称

プールろ過機保守点検業務委託

2 契約の相手方

光伸株式会社

3 随意契約理由

プールろ過装置は、ポンプによりプール水を引き出し、不純物を取り除いた後、プールへ還流するものであり、プール使用期間中は常時使用している。

ミウラ化学装置株式会社製ろ過装置は、そのろ過システムにおいて特許を取得しており、同社製ろ過装置の保守は専門の知識を要するため、同社の専属代理店以外にて実施することは困難である。

光伸株式会社は、ミウラ化学装置株式会社製ろ過装置の唯一の専属代理店契約相手方であるため、光伸株式会社に本業務を委託するもの。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター学務担当

(維持運営費グループ：電話 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システム教職員健康管理機能運用保守業務委託

2 契約の相手方

ディアシステム株式会社

3 随意契約理由

校務支援システム教職員健康管理機能については、平成 26 年 5 月に一般競争入札により決定されたディアシステム株式会社（以下、当該業者）と契約を締結し、教職員健康管理機能におけるソフトウェアの開発を行った。

当該業者は本システムの開発運用業者であり、本システムの構造や内容を把握している業者であるため、異なる業者が改修・整備を行った場合、既存のシステムとの責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

よって本システムの運用保守業務委託について、当該業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当
福利厚生グループ（電話番号 06-6208-9138）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 eラーニングサービス「マイクロステップ・スタディ」利用提供及び分析業務委託

2 契約の相手方

国立大学法人 岡山大学

3 随意契約理由

本市の抱える教育課題が多種多様である中、学力の向上は喫緊の課題である。とりわけ学力に課題のある第4区分の児童生徒の割合を減少させることは、学力の二極化を解消するために必要な取組でありながら、その方法が課題となっている。

本業務委託は、個人の発達段階や微細な学習段階の把握に基づいた学習を実現し、上記課題の解決を図ろうとすることを目的とする。

岡山大学 学術研究院教育学域 寺澤孝文研究室（実践データサイエンスセンター）で独自の研究成果により開発された「マイクロステップ・スタディ」は、教育ビッグデータ解析技術を活用した e-Learning システムである。同システムには、マイクロステップ・スケジュール技術による個別最適化機能が活用されており、個人ごと、問題ごとにスケジュールを制御し、連続した成績の変動から正確に実力を推定可能とすることで、一人ひとりの子どもの微細な学習段階可視化されるとともに、個別のフィードバックを通して意欲の引き上げも同時に図ることができ、本市の抱える教育課題の解決に資するものとなっている。

同システムは、岡山大学により開発、構築されたものであり、その使用においては同大学が唯一の契約相手先となっている。

また、同等機能を備えた他のシステムは現在リリースされていない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市総合教育センター教育振興担当（電話番号 06—6718—7721）

特名随意契約理由書

1 案件名称

大阪市総合教育センター空調設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

大阪市総合教育センターの空調設備はダイキン工業製であり、現在、上記業者が提供するクラウド型空調コントロールサービスにより、常時監視を行っている。

当該施設は、セミナーや、研究会等での利用が想定されるため、室内環境を適切な温度に保つ必要があり、万一故障が発生した場合には緊急対応により速やかに空調機を復旧させる必要がある。このため、24 時間 365 日の遠隔監視を前提とした空調設備保守点検業務が必要である。

当該設備は、メーカー独自の技術により設計・製作された機器・設備であるため、設計・製作を行った会社以外では技術的な対応が不可能である。したがって、本業務を実施できるのはダイキン工業株式会社のみであることから上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市総合教育センター 管理担当

(電話番号 06-6718-7230)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市学校給食献立作成システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社コーエイコンピューターシステム 大阪支店

3 特名随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、学校給食の献立作成について、使用する食品および調理法の検討、並びに新献立の作成等を行い、学校給食の内容の充実を図るとともに、献立に使用する食材の発注管理を一括で行うことを目的として「大阪市学校給食献立作成システム（以下「本システム」という。）」の運用を行っている。

本業務は、本システムが日々安定的に稼働し、本市にとって常に有用かつ安全なシステムであり続けるよう適切な状態を維持し、ユーザに対し適切に利用するよう助言すること、また万が一の障害等に対する予防策及びその際の早期復旧を行うことを目的とした業務である。

本システムのソフトウェアは、契約の相手方である株式会社コーエイコンピューターシステムが独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知れないものである。そのため、本システムは、株式会社コーエイコンピューターシステムが運用保守業務を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（給食グループ）

電話番号：06-6208-9143

随意契約理由書

1 業務委託名

令和8年度大阪市立学校給食用食材提供業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人 大阪市学校給食協会

3 随意契約理由

学校給食事業は、学校給食法に基づく児童及び生徒の心身の健全な発達かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養うなど、社会的に重要な役割を担っており、切れ目なく提供することが強く求められる。本市では学校給食の提供に当たり、一日約 18 万食を年間 190 日程度提供しており、安全で良質かつ安定的な必要量を確保することが重要となっている。

本案件は、大阪市立学校で使用する学校給食用食材の調達、管理、各校への配送、食材納入業者への食材費の支払代行業務等(以下「食材提供業務」という。)を通年で実施するものである。本市の給食においては、本市が定める「食材規格」に基づき使用する食材は国産を基本とし、地場産物の食品をできるだけ活用するよう努め、安全性を確保しつつ栄養面等給食の質を維持するよう取り組んでいるところである。

どのような契約形態なら競争性が働くのかを検証するため、発注単位を食材ごと、業務ごと、地域エリアごとの分割を行うほか、公募型プロポーザル方式、総合評価一般競争入札、事後審査型制限付一般競争入札といったあらゆる手法で発注を実施してきたところであったが、いずれの発注においても当該契約相手方以外に参加する事業者はなかった。(「別紙 大阪市立学校給食用食材提供 業務委託の経過について」参照)

また、第 183 回入札等監視委員会(令和2年9月 25 日開催)より、「新規参入業者の参加しやすい見直しを検討しつつ、今後、新規参入業者が見込めないのであれば発注方法を考え直す必要もある」との意見を受け、これまでの発注経過や本業務の目的などを考慮し、令和5年8月履行分より発注方法の見直しを行うこととした。

見直しにあたっては、同一事業者との契約にあたり、過去の入札においてエリア分割発注していた時よりも、一括発注した方が単価が安くなることが判明したため、安定した学校給食事業を進めるにあたり、本案件は関連する業務を市内一円一括して発注する方針を立て、スケールメリットも活かしながら、コストパフォーマンスを最大限に発揮して市内小中学校でできる限り均一かつ高品質な食材を提供することとした。

契約相手方の公益財団法人大阪市学校給食協会は、昭和 16 年に学校給食の円滑な実施及びその充実発展に寄与することを目的として発足し、以来、市内の食材提供業務に従事してきたことに加え、「学校給食用の物資の共同購入促進について」(昭和 41 年 12 月 26 日 文部省体育

局長通知)においても、新鮮、良質かつ低廉な給食物資の計画的、安定的供給を図ることを目的として、「市町村の学校給食会等の団体がある場合は、じゅうぶんな指導監督のもとに、その活用を図ること」とされていることから、当該事業を安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有する団体である。

改めて市場調査を行った結果、過去の入札状況調査等と同様、他の団体では、大阪市の事業規模を踏まえると、給食に必要な総合的な食材を揃えることや、食材に問題があった際に速やかな交換対応を行うことができないことが確認され、大阪市学校給食協会においてのみ、それらを行うことが可能であることを確認している。

以上のことから地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、当該契約相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部保健体育担当給食グループ
(電話番号 06-6208-9143)

別紙 大阪市立学校給食用食材提供 業務委託の経過について

食材調達業務 H26.9～H28.3 食材カテゴリー別プ ロポーザル	食材調達業務 H28.4～H29.8 随意契約による 延長	食材提供業務 H29.9～R2.7 市内一括 総合評価 一般競争入札	R2.8～R5.7 食材提供業務 市内4分割 一般競争入札	R5.8～R6.3 食材提供業務 市内一括 特名随意契約
管理配送業務 H26.9～H29.8 市内一括 プロポーザル				

※平成 26 年9月から令和5年7月まですべて1者応札

・平成 26 年9月

外郭団体((財)大阪市給食協会)への交付金事業として実施していた学校給食用食材の調達事業を「食材調達業務」(「青果」「肉」「魚介」「加工食品その他」の4つのカテゴリーに区分)と「管理・配送業務」に分割し公募を行い、プロポーザル方式により業者決定

・平成 28 年4月

特別支援学校の府移管の対応のため、食材調達業務を随意契約により延長

・平成 29 年9月

食材調達業務と管理配送業務を一括で、総合評価一般競争入札で業者決定

・令和2年8月1日から令和5年7月 31 日(契約年月日:令和2年4月1日)

食材調達業務と管理配送業務を一括で、事後審査型制限付一般競争入札で業者決定(市内4ブロック)

・令和2年9月 25 日開催「第 183 回大阪市入札等監視委員会」にて、市場調査により確認した「大阪市の規模が大きい、日々の配送が困難」などの理由で参加が見込めない状態に変わりはないものの「適正な競争性を確保するという観点からも、新規参入業者の参加しやすい方法を検討しつつ、今後、新規参入業者が見込めないのであれば、発注方法を考え直すことも含め検討すべき」といった意見を得た。令和5年8月からの契約に向けて、令和4年12月に他都市状況を参考とし新規参入業者の可能性について調査を行った。本市と同等規模の自治体(横浜市、名古屋市、京都市、神戸市)及び近隣の堺市に確認したところ、これまでと同様、これら自治体に存在する給食協会等との特名随意契約や交付金措置等をしている状況に変わりなかった。

・令和5年8月1日から令和6年3月 31 日(契約年月日:令和5年4月1日)

食材調達業務と管理配送業務を一括で、特名随意契約で業者決定(市内一括)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市立学校児童・生徒心臓検診診察・判定業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪府医師会

3 随意契約理由

本業務は児童・生徒の心臓疾患について心電図の判読および診察等により判定を行うものであり、小児循環器内科の専門医による実施が不可欠である。

全市立学校児童生徒の心臓検診の判定については、学校間での判定結果の差異をなくすため、統一的に対応できる事業者へ一括で委託する必要がある。

また、児童生徒の健康診断については、学校保健安全法により毎年6月30日までに完了しなければならないと定められている。

本市は学校数・児童生徒数が多いことから、診察を行う医師についても多数の人員が必要である。

上記の理由により、当該業務を遂行できるのは、心臓検診に精通し府内各地の大学病院等の専門医を統括している一般社団法人大阪府医師会のみであるため、当該業者に本事業を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ

（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市教育情報ネットワークヘルプデスク構成管理等業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本案件は、学校園の学習環境で活用される大阪市教育情報ネットワークにおいて、学習者用端末こと教育情報利用パソコン（児童生徒用）（以下「学習者用端末」という。）の故障等に係る一次受付、端末の管理・運用及びモバイルルータ移設管理等を行い、各学校拠点の必要端末台数の維持管理を目的に本業務を実施するものである。

上記の目的を達成するために、速やかに故障機等の回収を行うとともに、回収後の仕分け台数、及び配備用端末のキッティング台数を追加する必要がある。

当該業務は、「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及びネットワーク等構成管理業務委託」とは密接不可分であり、現行の受託者である(株)日立製作所関西支社以外の事業者が履行すれば、一元的な管理ができず、キッティング業務等における責任の所在が不明確となり、適切な端末等の運用管理において著しい支障が生ずるおそれがある。

以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 教職員勤務情報システム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

アマノ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

教職員勤務情報システムは、職員証兼ICカードから、職員の出退勤時刻データを収集するためのカードリーダー機器と、転送されたそれらの打刻情報を処理するソフトウェアにより構成される。

本システムのソフトウェアはアマノ株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものである。そのため、本システムは、アマノ株式会社が保守および運用支援を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 教職員情報システム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ 関西支社

3 随意契約理由

平成 29 年 4 月から稼働した再構築後の教職員情報システムについて、本システムが日々安定的に稼働し、常に有用かつ安全なシステムであり続けるように適切な状態の維持及び、障害発生の未然防止を図るとともに、万が一の障害や故障に対しても、可能な限り迅速に正常時の状態に復旧させる必要がある。

本業務委託においては、教職員情報システムの外部環境や内部環境の変化に対しても、最低限必要な範囲内での対応を行うことにより、変化に応じた適切な状態を維持保全することを目的とする。

また、教職員情報システムの運用について、個々の設定変更の際にシステム全体に与える影響を想定し、プログラムやパラメータの設定変更が必要になった場合は短時間での確実な対応を求めることを目的とする。

上記の目的から、システムを安定して稼働させるためには、平成 27 年度より教職員情報システムの開発を行い、令和 3 年度に機種更新を行った、システム全体の影響を把握している受注者の保守・運用支援が必要不可欠である。

そのため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、株式会社日立システムズ関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市教育情報ネットワークにかかる校内LAN構成変更調査設計及び配線切替業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所関西支社

3 随意契約理由

学校でデジタル教科書やデジタル教材の利活用が本格化し、文部科学省C B T（コンピュータ使用型調査）システムによる全国学力・学習状況調査など、大容量の通信が発生することが想定されることから、文部科学省は各自治体の状況に応じた通信ネットワーク環境の適正を判断することを目的として、令和4年度第2次補正予算を編成し、通信ネットワーク環境の評価に係る調査を補助対象とした。

本市において、令和4年度に上記補助制度を活用して調査を行った結果、現時点での通信量では学習環境に影響を与えることはないものの、LANの構成が数珠つなぎの構成であったことから、今後データ通信量が増加し負荷がかかる状況となる場合、一部の学校に通信速度の遅延による通信障害が発生する課題があることが判明した。

そのため、学習者用端末を活用した学習環境を確実に確保していく為には、通信障害が発生する可能性のある端末台数が多い学校（児童生徒数400名以上）を対象に、LAN配線の改修を行うための校内LAN構成変更調査及び設計、LAN配線改修後のネットワーク配線の切り替え業務委託を実施する必要がある。

本業務委託は、大容量の通信に対応する学校LANの構成を適正化するために、校内LAN回線の調査及びLAN改修業務に必要な設計資料の作成と、LAN改修後に実施するネットワーク配線の切り替え作業を行うための業務であり、学校ごとに作成している構成管理資料を基に、LAN配線経路の調査方法等の構築を行ったうえで現場実地調査を行い、設計資料を作成する必要がある。また、上記調査設計作業後にLAN配線の改修が完了した学校については、設計資料や構成管理情報を基に順次ネットワーク配線の切り替え作業を実施する必要がある。

既存のネットワーク構成管理運用設計、システム運用フローおよびその品質管理など学校LAN設備の整備保守は、既に契約締結済の「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及びネットワーク等構成管理業務委託（契約期間：令和3年8月18日～令和8年3月31日）」の契約相手方である株式会社日立製作所関西支社が行っているため、それらは他者には知りえないものであり、校内LAN回線の調査及びLAN改修業務に必要な設計資料の作成、ネットワーク配線の切替作業を履行できるのは上記業者のみであることから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育DX基盤グループ（電話番号06-7712-2659）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市教育情報ネットワーク運用保守作業に係る再構築業務委託

2 契約の相手方

NEC ネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

現行教育情報ネットワークについては、平成31年4月1日～令和8年12月31日までの契約期間で（案件名称：大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守業務委託 教専第5号）開発・運用・保守を行っている。

当該ネットワークの保守運用期間が令和8年12月31日までであることから、令和9年1月までに新たなネットワークの開発・構築を行わなければならない、その為には令和6年度からの新ネットワークの開発・構築を開始する必要があった。

ネットワークの開発・移行には、仕様書の作成、業者選定、開発・構築、移行作業が必要となり、事業着手から稼働までに概ね3年の期間が必要で、現行ネットワークが令和8年12月31日に運用契約満了となることから、令和9年1月からの次期ネットワークの運用開始するためには、令和6年1月から開発に着手すべきであったが、国が令和6年2月に、改定版セキュリティガイドラインを示すとの情報があったことなどから、ネットワークを含めたシステム全体の最適化を検討していくこととなり、全システムの更新時期の状況を踏まえると、次期教育情報ネットワーク基盤の本格運用を開始する予定の令和9年9月までの間、現行ネットワークを活用する必要が生じることとなった。

本業務については、そのプログラム等具体的な内容は、他者には知りえないもので、開発者である日本電気(株)関西支社でしか対応出来ないものであるが、受注する意向がないことが明らかとなったことから、現行契約相手先の完全子会社である、NEC ネットエスアイ株式会社が、現行教育情報ネットワークに関する開発・運用・保守に関する専門的な知識や技術提供を、現行業者である日本電気(株)関西支社から受けることが出来ることとなったため、本業務を行うことが出来る唯一の業者となる。

以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市教育情報ネットワーク基盤における追加対応業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

現在、GIGA スクール構想により、一人一台端末となったことにより、当初想定していなかった現地支援や架電対応が顕著となってきており、これら当初設計で対応することが難しい業務について体制の整備を行う必要が生じたため、令和4年4月1日から当該業務を開始しており、令和8年度においても引き続き必要な業務となる。

また、関連システムの更新や、次期教育情報ネットワークとの引継ぎ連携に伴う作業等についても、当初設計に含まれない作業について、令和8年度に実施する必要な業務となる。

本業務は、これらに対応するために業務委託を行う必要があるが、当該業務については、平成31年4月1日に既に契約を締結している教専第5号「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守業務委託」とは密接不可分であり、日本電気株式会社関西支社以外の事業者が履行すれば、一元的な管理ができず、責任の所在が不明確となり、適切な基盤構築・運用保守業務において著しい支障が生ずるおそれがあるため、日本電気株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市教育情報ネットワークネットワーク機器設定等業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ 関西支社

3 随意契約理由

本市教育委員会事務局では、児童・生徒が一人1台のパソコン・タブレットを保有し、常にネットワーク利用できるよう様々な機器の整備も行ってきた。

現在、学校園の設備配線においては、外部インターネット通信から入線後、機器間を数珠繋ぎに配線されている状況となっており、上位配置の機器が故障した場合、下位配置への通信が遮断されるため、別途発注修繕により数珠繋ぎ配線を解消するための配線の見直しが行われるものである。

令和5年度導入した機器は、LAN接続のみの運用であったが、今後配線の修繕を行うことにより、通信線が100mを超える機器に対し、光ファイバーケーブルに対応する、SFPポートの設定を行う必要と、接続後の疎通確認の実施を行い、SFPモジュールの通信不良時に交換等の対応を行う必要がある。

当業務委託は、令和5年4月20日契約「大契甲第7004号 大阪市教育情報ネットワークネットワーク機器等一式 長期借入」及び令和6年4月11日契約「大契甲第7009号 大阪市教育情報ネットワークネットワーク機器等一式 長期借入」で入替導入された機器の設定等を行うものであり、機器については、契約相手方の三菱HCキャピタル株式会社により借入・保守契約を行っている機器で、所有権は借入業者にあるため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

以上の理由により、機器の保守業務を指定されている株式会社日立システムズ関西支社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課

教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育情報ネットワーク基盤におけるテレサポート機能の拡張による保守・運用に関する業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、文部科学省が平成 29 年 10 月策定（令和 3 年 5 月に改訂）した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への準拠や校務系・学習系それぞれで整備しているネットワーク・パソコンの統合による教職員の利便性の向上などを目的に学校園に対して令和 4 年 3 月下旬にかけて大阪市教育情報ネットワークを構築した。大阪市教育情報ネットワークでは Microsoft 社のクラウドサービス（Microsoft Azure）を利用して、教職員や児童生徒の ID 作成や管理、利用するパソコンの管理や利用状況の把握、ネットワークの監視、セキュリティ（ウイルス）対策など、総合的な管理運用を実施している。

本業務委託は、大阪市教育情報ネットワークにて導入しているテレサポート機能の同時利用者数の拡張による保守・運用を行うための業務である。

大阪市教育情報ネットワークでは、テレサポート機能（各学校園に貸与している端末を自宅へ持ち出し、自宅のインターネットを利用して学校園と同様の環境が利用できる機能）を導入しているが、Microsoft Azure 環境等の制限から同時利用者数に上限を設けている。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大や国の働き方改革への推進などの状況を鑑み、同時利用者数が増えることから現在のテレサポート機能を令和 4 年度に拡張し、同時利用者数を増加させた。

「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守（契約期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日）」では大阪市教育情報ネットワークの事業者である日本電気株式会社 関西支社と契約締結し、テレサポート機能の設計・運用を行っており、本業務はそのテレサポート機能の設計に関する業務とその品質管理にかかる業務と密接不可分の関係にある。

そのため、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育情報ネットワーク基盤におけるメール機能の保守・運用に関する業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、文部科学省が平成 29 年 10 月策定（令和元年 12 月に改訂）した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への準拠や校務系・学習系それぞれで整備しているネットワーク・パソコンの統合による教職員の利便性の向上などを目的に学校園に対して令和 4 年 3 月下旬に大阪市教育情報ネットワークを構築した。大阪市教育情報ネットワークでは Microsoft 社のクラウドサービス（Microsoft Azure）を利用して、教職員や児童生徒の ID 作成や管理、利用するパソコンの管理や利用状況の把握、ネットワークの監視、セキュリティ（ウイルス）対策など、総合的な管理運用を実施する予定をしている。

本業務委託は、大阪市教育情報ネットワークのクラウドサービス上で教職員及び組織（学校園）が外部との連絡手段として利用するメール機能の構築・運用を行うための業務である。

メールにおいては昨今、ランサムウェアや標的型攻撃など多種多様な手段を使ってウイルス感染させ、情報漏洩が発生するケースが増えており、添付ファイルや本文に記載されている URL を利用したウイルス感染が多く発生しており、メール機能においてもセキュリティ対策が必要であることから、「大阪市教育情報ネットワーク基盤におけるメール機能の設計に関する業務委託（契約期間令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）」にて大阪市教育情報ネットワークの事業者である日本電気株式会社 関西支社と契約締結し、メール機能の設計・構築・運用を実施した。本業務はそのメール機能の設計に関する業務とその品質管理にかかる業務と密接不可分の関係にある。また、当該事業者は「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守（契約期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日）」でネットワーク全体の管理・運用・セキュリティ対策を実施している。以上のことから同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市校務支援システム・次世代学校支援システム再構築業務委託

2 契約の相手方

NECフィールディング株式会社

3 随意契約理由

現行の校務支援システム・次世代学校支援システム（以下、「システム」という。）については、次期教育情報ネットワークの本格稼働に併せた令和9年10月に向けて更新を予定しており、それまでの間、現行システムを活用する必要があることとなった。

本業務については、現行システムを活用するために、システム再構築に必要な引継ぎ作業等の業務であり、必要となるプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないもので、開発者である日本電気(株)関西支社でしか対応出来ないものであるが、現行システムの運用保守業務を受注する意向がないことが明らかとなったことから、現行契約の運用保守業務の完全子会社であるNECフィールディング株式会社のみが、現行システムに関する運用・保守に関する専門的な知識や技術提供を現行業者である日本電気(株)関西支社から受けることが出来るため、本業務を行うことが出来る唯一の事業者となる。

以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課

教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 校務支援システム・次世代学校支援システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

校務支援システム（以下、「校務システム」という。）は、「教員が子どもたちと向き合う時間を創出する」、「学校における情報セキュリティの向上を図る」など時代に即した学校の情報環境整備を目標に平成25年度よりグループウェア機能、校務支援機能、コミュニケーション機能等を導入している。

加えて、令和2年度より、次世代学校支援システム（以下、「次世代支援システム」という。）運用保守業務として、システムや紙資料等に散逸している様々な情報を集約・一元化して一つの画面にまとめて表示できる環境（ダッシュボード）および子どもの学習履歴や心の状態などを、蓄積・分析するシステムの運用保守およびICT活用、また、校長・教頭を含む全ての教員が子どもの情報を多面的かつ即時的に情報共有・データ活用することにより、個に応じたきめ細やかな指導の実践や、不登校事案などに対して組織的に一貫した指導・対応による未然防止・早期発見を可能するため、ダッシュボードの活用効果、校務の効率化を図っている。

本業務の目的は、校務システムが日々安定的に稼働し、常に有用かつ安全なシステムであり続けるよう適切な状態の維持及び障害発生時の未然防止を図るとともに、万が一の障害や故障に対しても、可能な限り迅速に正常時の状態に復旧すること、また、外部環境や内部環境の変化に対しても、最低限必要な範囲内での対応を行うことにより、変化に応じた適切な状態を維持保全することである。

校務システムは、日本電気株式会社よりサービス提供されており、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものである。次世代支援システムは、校務システムの運用管理・データ管理・品質管理にかかる業務と密接不可分な関係にあり、運用保守を履行できる業者は上記業者のみである。

以上の理由により、本案件について地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により日本電気株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市教育局教育情報ネットワーク基盤における Google Workspace for Education 保守・運用業務委託

2 契約の相手方

株式会社ストリートスマート

3 随意契約理由

大阪市教育局事務局では文部科学省の「GIGA スクール構想の実現」に基づき、「令和2年度 学校教育 ICT 活用事業 学習者用端末等機器一式 買入（第1ブロック）」にて学習者用端末を調達した結果、Google 社製の Chrome OS（以下、「Chromebook」）が整備された。

令和4年3月に構築した大阪市教育局教育情報ネットワークでは、Microsoft 社製の Windows OS 環境のみの構築・運用としているため、大阪市教育局教育情報ネットワークで、Chromebook を利用するには、新たに Google Workspace 環境をクラウド上に構築する必要があるが、学校現場での利用を止めないようにするためには、既存のネットワークから大阪市教育局教育情報ネットワークへの切り替えを一斉に行わなければならない。しかし、ネットワークの切り替えには、ネットワークだけでなく、ネットワーク機器、教職員及び児童生徒のパソコン全てを設定変更しなければならず、大阪市教育局教育情報ネットワークを利用する約 485 拠点を一斉に変更することはできないため、既存の Google Workspace 環境を引き続き利用しなければならない。

既存の Google Workspace 環境は当該事業者が、令和3年度7月15日付け「大阪市教育局教育情報ネットワーク基盤における Google Workspace for Education 構築・運用保守業務委託」にて構築し、本件はその運用保守業務委託であるが、そのプログラム等具体的内容は、他業者には知れないものであるため、当該事業者が本業務を行うことができる唯一の事業者である。

以上の理由により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ
(電話番号 06-6115-8081)

随意契約理由書

1 案件名称

校園ネットワークシステム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

学校運営支援センターでは、平成2年度から学校財務会計システムを稼働し、平成22年度からは学校財務会計システムの拡充整備に伴い稼働した校園ネットワーク業務システムにより各種事務処理を行っており、これらシステムは校園ネットワークを利用しているが各機器及び各業務システムは一体性を持ち、全体的に整合性が確保されたネットワークシステムを保持する必要がある。

ネットワークシステムの保守・運用支援を実施するに当たっては、機器構成、各種ネットワークサーバ、ネットワークの基盤構成並びに各業務システムの構造及び環境を把握している必要があり、本システムを開発した富士通 Japan 株式会社（当初開発した富士通株式会社の自治体担当部門を令和3年4月1日付統合）が、唯一、現システムの構造や内容を把握している業者である。

また、異なる業者が保守を行った場合、既に対応済の保守事項について責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上により、諸条件を満たし業務を履行できる業者は上記業者のみであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、富士通 Japan 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課

教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

校園ネットワーク業務システム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社 関西公共ビジネス統括部

3 随意契約理由

学校運営支援センターでは、平成2年度から稼働している学校財務会計システムについて、校園ネットワークの利用、業務プロセスの改善を行い、より効率の高い事務執行を実現するため、平成19年度から平成26年度まで、総合評価一般競争入札による長期継続契約を締結した。

平成19年度から21年度はシステム開発を、平成22年度以降は運用保守にかかる業務を委託しており、平成27年度・令和2年度に機種更新を行い、令和8年度にも機種更新を予定しており、令和8年度においても保守・運用支援業務を委託するものである。

このシステムの保守および運用支援を行うには、システムの構造や内容を把握している必要があるため、本システムを開発した富士通 Japan 株式会社、唯一、現システムの構造や内容を把握している業者である。

また、異なる業者が保守を行った場合、既に対応済の保守事項との責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

そのため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、富士通 Japan 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名

令和8年度校園ネットワーク業務システム機種更新作業業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社
関西公共ビジネス統括部

3 随意契約理由

学校運営支援センターでは、平成2年度から稼働している学校財務会計システムについて、校園ネットワークの利用、業務プロセスの改善を行い、より効率の高い事務執行を実現するため、平成19年度より2か年でシステム再構築を行い、平成22年度の稼働開始、平成27年度、令和2年度の機種更新を経て、運用しているものであるが、令和8年7月に現行の校園ネットワーク業務システム用サーバのリース期間満了となる。

本業務は、当該サーバ機器のリース期間満了に伴い、サーバ機器のクラウドリフト、システムを稼働させるために必要となる業務アプリケーション、基盤の構築およびデータ移行にかかる業務を行い、すべての機能が正常に動作するようテスト方式の検討、実施を経て、本番切替を行う一連の業務を委託するものである。

本システムは富士通 Japan 株式会社関西公共ビジネス統括部が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、富士通 Japan 株式会社関西公共ビジネス統括部が本業務を行うことができる唯一の業者である。

したがって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により富士通Japan株式会社関西公共ビジネス統括部と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育共通基盤システムにおける教育情報ネットワーク接続方式変更対応の機能整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

大阪市教育共通基盤システム（以下「本システム」という。）は現在、住民情報、就学予定者情報の連携先、財務会計システムとの連携経路として現行教育情報ネットワークと接続している。

現行教育情報ネットワークの再構築に対応するための要件及びスケジュールは、次期教育情報ネットワークプロジェクトにおける要件定義及び基本設計の完了後に各連携先に示されるものであり、令和7年12月に提示された。

本システムは、現行教育情報ネットワークとの接続を継続しながら、並行して次期教育情報ネットワークとの接続を追加する必要があり、これらの対応は、本システムにおけるネットワーク全体構成や仕様及び運用と一体的かつ整合した設計を行う必要がある。

本業務は、既に契約締結済の「大阪市教育共通基盤システムに係る開発及び運用・保守業務委託」におけるシステム開発における設計作業及びその品質管理に係る業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本業務を履行できる事業者は株式会社日立製作所関西支社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育DX推進グループ（電話番号 06-7712-2592）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 学校教育ICT活用事業 大阪市立学校へのICT活用支援業務委託

2 契約の相手方

PCテクノロジー株式会社

3 随意契約理由

本業務は、ICTを単なる機器操作の補助にとどまらず、文房具のように日常的に使いこなす環境を醸成し、学習指導要領で求められる「情報活用能力」を誰一人取り残さず全ての児童生徒に確実に身につけさせることや、授業場面における「個別最適な学び」と「協働的な学び」となるよう、教職員がICTを効果的に活用した授業づくりに専念でき体制構築として、技術的側面から支援するものである。

本業務の遂行にあたっては、これまで「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守業務委託」、「大阪市学習系システム構築・運用保守業務委託」及び「次世代学校支援システム運用保守業務委託」等を受託し、本市の学校園のICT環境におけるシステムプログラム等の内部構造に精通している必要があり、日本電気(株)関西支社でしか対応できない業務であったが、令和8年度より受注する意向がないことが令和7年度に明らかとなった。

本業務の遂行においては、支援を行う支援員の育成・支援方法の引継ぎ等、業務を実施するための支援体制の構築や、「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守業務委託」、「大阪市学習系システム構築・運用保守業務委託」及び「次世代学校支援システム運用保守業務委託」のシステムプログラム等の内部構造に精通している必要があるが、上記業者は、日本電気(株)関西支社から再委託を、教職員に対する導入アプリケーション、デジタル教材等の操作・運用支援にかかる知識やノウハウを有していることや、これまで3年以上本業務を担当していることから、本市の環境を理解していることを理由に受託しており、実質的に、当該事業者のみが、円滑かつ的確・迅速に学校支援をおこなうことができる唯一の業者となる。

以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
学習DX推進グループ（電話番号 06-7712-2656）

随意契約理由書

1 案件名称
令和8年度 大阪市立小中学校におけるデジタルドリル運用保守業務委託

2 契約の相手方
TOPPAN 株式会社

3 随意契約理由

現行のデジタルドリルについては、本市児童生徒の学力向上及び個別最適な学習に資するため、教専第306号「大阪市立小中学校等におけるデジタルドリル運用保守業務委託（長期継続）」として、上記業者と令和5年1月5日に契約し、令和5年4月1日から令和8年3月31日までデジタルドリル教材のデータ配信・学習データ管理のサービス提供を行っている。

一方で、デジタル教材の1つである、動画コンテンツのモデル事業を令和6年度より一部の学校で実施し、校種における動画コンテンツとデジタルドリルなどのデジタル教材の有効性について検証を実施している。しかしながら、現時点では全校展開を実施するために必要な明確な検証結果が十分に得られなかったため、令和8年度においても動画コンテンツのモデル事業を行い、効果検証を継続して実施することとなった。そのため、比較対象である現行のデジタルドリルについても、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、学習環境を整備するためにも現行のデジタルドリルの運用環境の継続が不可欠となった。

現行のデジタルドリルは上記業者が開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は他業者には知りえないものであることから上記業者が本業務を行うことができる唯一の業者である。

したがって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、TOPPAN 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令第11条第1項第1号

5 担当部署
教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
学習DX推進グループ（電話番号 06-7712-2656）

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システムにおける教職員ファイルサーバに係るデータ移行業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

現行校務支援システムについては、令和9年10月から次期統合型校務支援システムへの移行を行うため、現行校務支援システムでは、校務支援システムとして必要なデータと、その他のシステム等において共通で必要となるデータ（以下、校務系共有ストレージデータ）についても保存できるフォルダを整備しており、当該フォルダ内のデータの移行に当たっては、校務系共有ストレージデータの移管が必須であることからその手法について検討を行い、現在構築中の次期教育情報ネットワーク基盤が発行するIDに基づく権限設定を業務理解している上記業者であれば、開発中のストレージシステムにおけるオンラインストレージを活用することにより、データ移行が可能であることから、令和7年10月8日付けでデータ移行設計業務委託契約を締結し、設計作業を進めてきた。

今般、データ移行設計が完了したことから、債務負担を取得することにより、令和8年度に移行環境構築、移行テスト、令和9年度に移行作業を実施するものである。

本業務については、次期教育情報ネットワークにおける設計・構築と密接不可分であり、移行設計業務を行っている上記以外の事業者が履行すれば、責任の所在が不明確となり、移行業務の確実な履行が行えないことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育DX基盤グループ（電話番号 06-7712-2659）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 校務支援システム等に係る引継ぎ及び校園ネットワーク業務システム機種更新支援業務委託

2 契約の相手方

PwCコンサルティング合同会社

3 随意契約理由

令和9年10月から新統合型校務支援システムが稼働予定であり、現行事業者との契約が満了する令和9年1月から新システムが稼働するまでの9か月間、引継ぎ事業者によるシステム運用保守の実施が必要となることから、現行事業者と引継ぎ事業者との契約後の要件整理と、現行システムで保有する指導要録等の各種データについて、新システムへの移行が必要であることから、現行事業者との調整によりデータ抽出可否について整理を行い、抽出が困難なデータについては、データ移行に係る業務委託を別途対応が必要となった。

また、本市校園ネットワーク業務システムにおいては、クラウドリフトを前提とした機種更新プロジェクトを進めており、令和8年1月の稼働を予定していたが、開発事業者と協議の結果、稼働時期が令和8年7月へと延期となった。開発期間の延長に伴い発生する技術的な課題について、システム事業者を含む関係者との各種調整を行うことが必要となった。

これらの対応については、技術的な支援が必要不可欠であり、上記業者は、教専第308号「自治体システム標準化対応並びに学校園システム・次期ネットワーク再編成等支援業務委託」（令和5年4月13日～令和10年3月31日）の契約において、システム再編成に向けた支援を行っており、現行システムの安定稼働を維持するためには、運用保守業務の引継ぎ対応をするための要件定義等を行う必要があり、同事業者は既に開発に着手した次期ネットワークのプロジェクトにも深く関与し、これまでの経緯、全体像や進捗状況、教育共通基盤の技術的詳細や設計意図や課題を熟知しているため、当該業務を対応することができる唯一の事業者となる。

以上の理由により、上記業者の継続支援が重要であり、既存の知識と経験がなければ対応できないことから、同事業者と、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度部活動の地域展開事業業務委託（西拠点ほか1拠点）

2 契約相手方

スポーツデータバンク株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、スポーツデータバンク株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当

（電話番号 06-6208-8172）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度部活動の地域展開事業業務委託（都島拠点）

2 契約相手方

スポーツデータバンク株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、スポーツデータバンク株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当

（電話番号 06-6208-8172）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度部活動の地域展開事業業務委託（東住吉拠点）

2 契約相手方

スポーツデータバンク株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、スポーツデータバンク株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
(電話番号 06-6208-8172)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市就学事務（学齢簿編製等）システム標準化移行に向けた現行システムの概要調査及び標準仕様と現行システムとの比較分析（Fit&Gap）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

自治体情報システムの標準化・共通化の取り組みを推進するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国が定める標準仕様書に就学事務システムから標準化基準に適合したシステムに移行しなければならない。

こうした中、令和5年12月22日公告「大阪市教育委員会就学事務（学齢簿編製等・就学援助）に係る標準準拠システム等一式及び特別支援教育就学奨励費システム導入・運用保守業務委託」総合評価一般競争入札を実施したが、落札者がいなかった。次に、令和6年5月10日公告「大阪市教育委員会就学事務（学齢簿編製等）に係る標準準拠システム等一式導入・運用保守業務委託」総合評価一般競争入札においても不調となった。その際、あらためて標準準拠システムのパッケージベンダーにRFIを行ったが、全国的にSE不足であること、政令市対応できないこと等の理由により、令和8年1月のリリースに対応できる事業者は見つからなかった。

従って、令和8年1月以降も就学事務業務を継続するために、暫定的な「就学事務（学齢簿編製等）システム」の構築をローコードプラットフォームによっておこなった。

本件業務の目的は、令和8年度以降システム標準化をめざすにあたり、現時点の最新版である自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第4.0版】及び就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書【第3.1版】に定められた「現行システムの概要調査」及び「標準仕様と現行システムとの比較分析（Fit&Gap）」であり、現行システムとの比較の中で、市民サービスに影響をあたえるような業務仕様の差異等を漏れなく抽出もしくは課題化することで、計画的かつ効率的に標準準拠システムへの移行を行うための業務となる。これらを実施するために現行システムを熟知する現行システム保守事業者への業務委託を実施する。

なお、就学事務システムは、株式会社NTTデータ関西が保守事業者であり、本市の就学事務に基づいて大阪市仕様の独自システムとして設計構築しており、公表されている標準仕様書への対応や標準仕様と現行システムとの機能差の確認はシステム提供者しか対応できないものであり、システムの著作権について一部同社に留保されている箇所は設計資料等を第三者に開示することができない等、同社しか対応ができないものであることから、地方自治法の規定により同社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 事業担当

教育委員会事務局総務部学事課（電話番号 06-6208-9115）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教職員情報システム財形貯蓄運用変更業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、総幹事銀行廃止に伴い、従来は総幹事銀行から受領していた控除データを、各金融機関から直接受領できるようにするため、CPIFの改修および設定変更作業を委託するものである。

教職員情報システムは、平成27年度に契約締結した「大阪市教育委員会教職員情報システム（教職員人事・給与システム）再構築業務委託契約」により開発され、平成29年度より運用を開始しているところであり、上記業者と令和8年4月1日に教専第20408号「教職員情報システム保守・運用支援業務委託」を令和9年3月31日まで契約締結していることから、本件業務委託と密接不可分の関係にあるため、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社日立システムズ関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

（電話番号06-6208-9139）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度吹奏楽講習会企画運営業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪市音楽団

3 随意契約理由

公募型プロポーザル方式により、応募事業者からの企画提案書及びプレゼンテーションに基づき審査を実施した結果、上記の者を委託予定事業者として適格として選定した。よって上記業者と特名随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06 - 6539 - 3347）

随意契約理由書

1 案件名称

キッズプラザ大阪空調設備配管破断による漏水に係る整備作業業務委託

2 契約の相手方

朝日建物管理株式会社

3 随意契約理由

令和8年4月7日にキッズプラザ大阪4階にあるリソースルームのファンコイルユニット空調設備が運転していない状態で、一次側冷水配管が腐食により破断し、大量の水が噴き出る事故が発生した。現状のまま放置するとキッズプラザ大阪4階の空調すべての運転ができず、施設の営業ができない状況となり、施設運営及び市民利用に重大な影響を及ぼす。

本案件は、当該漏水箇所を4階の空調設備より分離し撤去することで、同箇所からの更なる漏水の危険を排除し、他の4階エリアの空調が運転できるように作業を行うものである。

当該設備は、関西テレビ放送株式会社本社ビルに入居している関係から、空調の熱源設備が当該ビルの全館集中構造となっている。

そのため、空調設備を整備する際は、熱源設備と連動させる必要があり、関西テレビ放送株式会社が、上記業者と「総合管理請負契約」（設備保守・点検業務を含む）として、保守点検契約を令和8年4月1日から令和9年3月31日まで締結していることから、上記以外の業者が整備作業を行った場合、責任の所在が不明確となるため、上記業者しか本業務に対応する事業者はいない。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06-6539-3346）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 校務支援システムに係るデータ調査業務委託

2 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ

3 随意契約理由

令和9年10月から新統合型校務支援システム（以下「新システム」という。）が稼働予定であり、現行校務支援システムで保有する指導要録等の各種データについて、新システムへの移行が必要であり、現行校務支援システムからのデータ抽出可能性や抽出方法等のデータ移行を踏まえ、新システムに必要なデータの抽出の可否を整理し対応検討する必要がある。

上記対応については、新システムの要件に係る業務であり、上記業者は、教専第328号「新統合型校務支援システム再構築等支援業務委託」（令和7年4月18日～令和10年3月31日）の契約において、新システムの開発、運用等に向けた支援を行っており、新システムの要件定義等について深く関与し、これまでの経緯、全体像や進捗状況、課題を熟知しているため、当該業務を対応することができる唯一の事業者となる。

以上の理由により、上記業者の継続支援が重要であり、既存の知識と経験がなければ対応できないことから、同事業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育DX推進グループ（電話番号 06-7712-2592）